様式第１号（添書不要）

質 問 書

令和　年　　月　　日

会 社 名

担 当 者

連絡先（電話）

(ＦＡＸ）

(E-mail)

　　沖縄県交流プログラム推進事業公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問項目 | 質問内容 |
|  |  |

※１　福島県観光交流局空港交流課(福島空港事務所駐在)（担当：青田）へ送信願います。

（ＦＡＸ 0247-57-1257　 E-mail　 fkskuko@pref.fukushima.lg.jp）

※２　送信後は、電話(0247-57-1266)にて着信を確認してください。

第２号様式（添書不要）

**参加申込書**

令和　　年　　月　　日

　福島県知事

住所

商号又は名称

代表者氏名

本件責任者

作成担当者

電話番号

ＦＡＸ

メール

沖縄県交流プログラム推進事業公募型プロポーザルについて、参加を申し込みます。

なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しません。

２　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではありません。

３　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

５　福島県の県税を滞納していません。

６　消費税または地方消費税を滞納していません。

※１　福島県観光交流局空港交流課(福島空港事務所駐在)（担当：青田）へ送信願います。

（ＦＡＸ 0247-57-1257　 E-mail　 fkskuko@pref.fukushima.lg.jp）

※２　送信後は、電話(0247-57-1266)にて着信を確認してください。

様式第３号

**暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書**

　福 島 県 知 事

１　私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

３　私は、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

４　上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日　令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は

個人事業主の氏名